

会

議

午前10時 0分開議

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席をしたい旨の届け出のありました議員は、12番 増田 清君であります。

◎議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 日程により、議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 議第21号 下田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。あわせて、条例改正関係等説明資料、これは5ページから始まり12ページまでが本条例の説明箇所となります。

本議案は、提案理由にもございますとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に伴い、下田市の対策本部について必要な事項を定めるものでございます。

次のページ、議案件名簿14ページをお開きください。

それでは、本条例の内容についてご説明いたします。

あわせて、説明資料の5ページをご覧ください。説明資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例を制定するに至った経過をご説明いたします。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年4月27日に成立し、同年5月11日に公布され、公布の日から1年を超えない範囲内において施行されることになっております。この法の規定により、内閣総理大臣は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生についての報告があったときに内閣に新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型イン

フルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速な蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発することになります。

市町村は、この緊急事態宣言が発表されたときは、市町村長を本部長とする市町村対策本部を直ちに設置することが義務づけられております。

本条例は、本市に設置する対策本部の組織について定めるものです。

新型インフルエンザ等の定義ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、略して感染症法と述べさせていただきます。この第6条第7項及び9項に記載されております疾病をいいます。

右の6ページ、政府の対策本部の設置が上段の第15条に、廃止の規定が中段の第21条に記載されております。下段の32条の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が公示されますと、直ちに市の対策本部を設置しなければなりません。

それでは、次の7ページをお開きください。

ここから条文の内容となります。

本条例の第1条となります。この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、下田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

この条例を必要とする根拠法令と趣旨でございます。

次の第2条は、組織についてでございます。

第1項は、新型インフルエンザ等対策本部の本部長は、対策本部の事務を総括します。

右のページ、8ページの下段に記載されております法第35条第1項の規定により、本部長は、市長をもって充てることとなります。

第2項は、副本部長についてでございます。本部長を助け、対策本部の事務を整理します。

第3項は、本部員についてでございます。本部長の命を受け、対策本部の事務に従事いたします。本部員は、法第35条第2項の規定により、副市長、教育長、消防団長を充てることとなります。

第4項は、上記以外に必要な職員を置くことができるとする規定でございます。市の職員のうちから市長が任命することといたします。

次の9ページをお開きください。

第3条になります。対策本部の会議は、本部長が招集し、対策本部の実施する対策をより効果的に行うための情報交換や連絡調整の場となる会議についての定めでございます。

第4項は、この会議において、専門的な情報、連絡調整が必要となったときには、本部長は、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるよう定めるものです。

第4条は、部についての定めでございます。

第1項は、本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

第2項は、部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

第3項は、部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員をこれに充てるというふうになっています。

第4項は、部長は、部の事務を掌理する。

以上が第4条の規定となります。

部を定めるに当たっては、今後作成されることとなります静岡県行動計画に基づき、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の中で行うべき事務を明確にした上で決定していく予定でございます。

第5条は、前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めると規定するもので、委任規定となります。

11ページをお開きください。

最後に、附則でございますが、第1項は条例の施行日となります。この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとするものです。

第2項は、下田市職員の給与に関する条例（昭和30年下田市条例第15号）の一部を改正する規定でございます。同条例の第22条第1項中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」と追加するものでございます。

説明資料の下段に、左の11ページに改正前の規定、右の12ページに改正後の規定を列記してございます。

済みません。議案件名簿の13ページにお戻りください。

本議案につきましての説明については、以上のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 幾つかの点で確認をさせてください。

新型インフルエンザの緊急発令が出たときの対応ということなんですが、当然専門職である医師、あるいは医師会との連携というものが必要になると思うんですが、この何条でしたか、市のほうで呼ぶことができるのかというのがありましたよね。出席者を求め、ここの3条ですか、3条の2項はそういう例えば専門職である医師等の意見を聞くとか、こういうことを想定されておるのかどうかということですよ。

それともう一つは、実際上に感染症患者が出たときに、やっぱり感染症患者の隔離等も必要になってくるんじゃないかと思うんですが、専門職である医師会との連携もさることながら、やはり公立病院である下田メディカルセンターに感染症4床もあることなので、ここの病院との連携ということも非常に大事になり、必要なことじゃないかと思うんですが、その点に対してどのようにお考えになっているかということをちょっと確認をさせてください。

その2件。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） まず、3条の2項「本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他の市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。」ということの規定でございます。これにつきましては、本部長は総合的な対策、総合的な調整を任されております、市町村で。そういった調整をするに当たって、さまざまな情報とか連絡調整が必要になってきておりますので、具体的には、ここで想定しているのは、県警の方とか、いわゆる医師の方、こういった方から情報をいただくような形で意見を求めたりする場合がありますので、当然その中には医師も入ってくるという、こういったことは想定しております。

2番目の質問の下田メディカル等々の医療機関との連携をどのような形で進めていくかという、こういったご質問だと思います。

今回のこの緊急事態が宣言された場合を今後詰めていくわけですが、まず国の行動計画が出て、その後に県の行動計画が作成されることになっております。県の行動計画に基づいて市町村の行動計画が作成されるという、こういった流れになっておりまして、国の行動計画はこの春以降に示される予定になっております。この行動計画に基づいて、県の行動計画が示されてきます。最終的に、市町村は静岡県行動計画に基づいて決定されるという、まずこういった流れになっています。

それで、各状況に応じた行動計画が示されるという、こういった内容になってくると思います。例えば、発生期、こういったときにはどういった具体的な行動を起こすのか、それとか国内に入ってきて拡大するおそれがある、こういった状況が示される第2段階、第3段階としては、具体的に医療機関にかからなきゃならないという、こういった想定が順々にされてくると思います。最終的には、回復期まで示されるだろうというふうに推定されるわけですが、その中で感染拡大期においていかに医療機関の負荷を少なくするか、こういったことが必要になってきますので、そういった行動計画が具体的に示されると思います。そういった内容に沿って、各医療機関と連携を高めながら今後の行動計画に落とししていくという、こういった内容になってきますので、具体的に今どうこうということは、まだ行動計画をこれから作成するということなものですから見えてきておりませんが、基本的にはまず拡大を防止する、拡大があっても医療機関の負荷をなるべく少なくするという、こういった形で市民の安全を守っていくという、こういった内容になってくると思います。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） わかりやすい説明、ありがとうございました。

今後、行動計画が国・県から示されてくるということなので、それに合わせて下田市でもつくられると思うんですが、やはり現在もインフルエンザの発生状況等を見ますと、お年寄りと子供が非常に感染しているというような実態があるかと思うので、老人、子供に対する配慮等をお願いして、質問を終わります。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

○7番（沢登英信君） 法定伝染病の場合、各診療機関からそういう患者が出ますと、医師は保健所に連絡をします。そして、保健所が医師でありますので、その責任者となって、発生したそれぞれの自治体に消毒をするなり、その患者の隔離をするなり、こういう指示系統になっていようかと思うわけです。

ところが、この新しい、ちょっと勉強不足で、特別措置法の内容を理解をしておりませんので質問させていただくわけですが、法定伝染病の場合とこの新型インフルエンザの場合とどういう違いがあるのかと。大分このシステム上に大きな違いがあるのではないかというような感想を持っているものですから、患者が出ますと、恐らくどういう形かというのと、やはり保健所に連絡され、それが県から国に、厚生省に連絡されて、新型が発生したか、しなか

ったのかどうなのかというのが判断がされてくるんだらうと思うんですが、その経緯をちょっとおさらいといいますか、説明をいただきたい。

それから、どういうわけで保健所長ではなくて自治体の長が本部長になるのかと。その点がちょっと法定伝染病なんかの場合とは違うのでないかというような気がするわけですが、そのことによってどのようなメリットといいますでしょうか、緊急の対策がとられることになるのかと。そうしますと、本部長は、この地域の自治体の医療の責任者であります保健所長との協議というのが当然必要になってこようかと思うわけです。各医療機関を指導し、取りまとめておりますのも、行政的には保健所であろうかと思えますし、当然、下田市という自治体だけではなくて、今の話ですと、国を挙げてこの伝染病に取り組むと、新型インフルエンザに取り組むという、こういう形態になっていようかと思えますので、そのこの点の全体の新型インフルエンザへの体制の強化のためということであろうと思えますが、そのこの説明を求めたいと思えます。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） この法律の内容がですね、感染拡大を可能な限り抑制するという、こういった部分があります。それと、患者数が医療提供のキャパを超えないようにすること、こういったことが大切だろうと。そのためには、国民の生命及び健康を保護する、こういったことが1点と。国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることということで、国・県・市町が連絡をとりながら行っていくということになります。

保健所長につきましては、県の行動計画の中に示されると。その上の、先ほども説明したとおり、国の行動計画が示されて、その計画に基づいて県の行動計画が示されると、その下に市町村の計画を定めるという、こういった流れになっております。

なお、この特措法は、万一の場合の危機管理制度でもあります。さまざまな具体的な措置ができるような形で設計されていると思えます。今後、行動計画に落とされてくると思いますが、いわゆる市町村の役割としては予防接種等、こういったものがあるだろうと。あとは、都道府県の要請に従いまして、具体的に市町村長、市町村が行動をとるという、こういった内容になっておりますので、いわゆる地域を挙げて拡大・感染防止に取り組むという、こういった法的な構想になっておりますので、国・県・市町が連携して対処するという、そういった内容でございます。

以上です。

○7番（沢登英信君） 法定伝染病との違いが何かありましたら、サジェスションとか教えて

もらいたい。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 特に、法定伝染病については、法定伝染病に対する法律で行うということになっておりますので、私、特にその辺の内容についてはちょっと勉強不足でお答えできませんが、そういった法定伝染病とは違う法的な体制になっておるといことです。

以上です。済みません。

○7番（沢登英信君） 終わります。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

1番。

○1番（竹内清二君） 今回のこの条例は、上級法であります新型インフルエンザ等対策特別措置法による新規の条例制定ということで、国や県というもの、並行して同じような体制を整えつつあると。先ほど課長からの答弁の中でも、行動計画については順次策定していくということでお伺いいたしました。

先月28日、県のほうでこの新型インフルエンザの訓練といいますか、事前の連絡調整等の訓練を行ったというふうな情報を聞いております。今後、こういった形で国や県、市という連携をとった形で、実際の訓練を行うべきではなかろうかなと思います。実際これが津波、地震等の避難訓練と同じような形で、危機管理という面では平時の訓練というものが非常に重要視されるものじゃなかろうかなと。こういった行動計画の中で順次策定されていくと思いますが、実際こういった訓練等の計画というものも行っていくのか、そのあたりの計画、もし今の時点でおありでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 今後ですね、当然平時の体制、この条例自体は緊急事態宣言が発令されたときに行う対策本部でございます。ただ、今言われたとおり、平時の対応も必要だろうというふうに思います。

具体的には、今後、行動計画ができたときにこういった形で部をつくっていくのか、こういったことが当然出てくると思います。部の中では、ワクチンの接種をどうする。どの程度備蓄が県にあって、どういう搬送体制になってくるのか。これと同時に、抗インフルエンザウイルス薬、いわゆる今、通常タミフルと言っているんですが、こういったものが速やかにできたときにこういった形で搬送されるのか。やはり、これは平時からこういった連携とか

供給体制を確認していく必要があるだろうというふうに思います。ただ、まだそこまで詰めてございませんので、今後の取り組みの中で進めていく課題だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、対策本部の設置の基準です。どういう場合に対策本部が設置されるのかということを知りたいんですが。市町に、例えば下田市に1人、新型インフルエンザの患者が発生したときに対策本部を置くのか、それとも何人かとか、あるいはこれは新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、この緊急事態宣言というのはどこが出すのか。国なのか、市町なのか、そこら辺のところの設置の基準。どういふような場合に、どういふ実態になったときに対策本部が設置されるのか、それについてお聞きします。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 説明資料の6ページ上段をご覧ください。

まず、これは政府、国がですね、具体的には内閣総理大臣が国の対策本部を設置するという、こういった内容でございます。それで、地域を限って、都道府県とか市町村、具体的に最小単位が都道府県ということになってございますので、今のところ。都道府県を最小単位とした区域を設定して、緊急事態宣言の対象地区を決めていくだろうというふうになっております。

ただ、まだ具体的に、政令を今パブリックコメントしておりますので、具体的にそういった内容が今入ってきておりますが、最小単位は都道府県単位を対象にまず決めていくと。内容については、こういったときに宣言を行うのかというと、その5ページに具体的にあるわけですが、今、パブリックコメントで出ている内容を具体的に申し上げますと、重症症例が通常のインフルエンザと比較し、重症症例というのはどういうことかといいますと、肺炎とか多臓器不全、脳症、こういったのが通常のインフルエンザと比較し相当多く見られる場合、こういった場合がまず1点、要件の一つです。

それと、報告された患者等が誰から感染したか不明な場合、または報告された患者等が誰から感染したか判明しているが、感染のさらなる拡大の可能性、いわゆる誰かがインフルエンザウイルスを持っているんだろうと、拡大が予想される、こういったときに、緊急事態宣言が発令されることになっております。

ただ、今、パブリックコメントで、これは意見募集している最中でございますので、具体的には先ほど申したとおり、この春に向けて政令を施行する予定になってございますので、最終的にはそこで決まるという内容です。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） もう一度ちょっと確認しますが、国のほうでそういう新型インフルエンザ新感染症が発生して、それでその緊急事態宣言を出して、それを日本全国一律にやるか、あるいは特定の地域、県等を対象にして発令するのか、それに基づいて市町は対策本部を設置すると。その時点で、市町においてはそういう患者がいなくても、国からのそういう指示が来たら対策本部を立てるということなんですか。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 患者が出たときと発生時、こういった段階を追って行動計画がつくられてきます。ですが、やっぱり、先ほど申しました宣言が出されたときに発生の拡大が予想されるところについては、当然これは対策本部の設置が求められてくるだろうというふうに想定しています。ただ、具体的にまだ国の行動計画が示されてきておりませんので、内容については詳しく申し上げられませんが、やはり発生前からの行動というのも当然出てくるだろうというふうには推測はしております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） いいですか。

○5番（鈴木 敬君） はい。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

○11番（土屋 忍君） 1点だけちょっと教えていただきたいんですけども、説明資料の7ページと8ページの関係なんですけれども、組織、第2条の4項に本部員を置くというような中で、その下の説明を見ますと、（2）のところ副市長、教育長、消防団長云々というところがありまして、その右側のほうの、そのもととなっている特別措置法の35条のところの（3）のところに消防長云々という文言があって、消防本部を置かない場合は消防団長というふうになっているわけなんですけれども、この地域の場合には広域の一部事務組合の組織になっているわけなんですけれども、ここは全く絡まないんだと。いきなり下田市の場合は消防団長を本部員として置くというようなことだと思ってしまうんですけども、消防署というのは

まるっきり今回絡まないで、消防団長がいきなり、私は何を消防団長がやるのかよくわからないんですけれども。そういう組織でいくのかどうなのかということだけちょっと聞きたいんです。

○議長（大黒孝行君） 番外、健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） この規定については、法律でですね、消防本部を置かない市町村にあつては消防団長という、こういった形になっていまして、この規定に基づいて下田市の条例がこうなっているという。これは下田市の災害対策本部の条例も同様な規定になってございます。

それと、広域は市町村をまたがっておりますので、そういった部分がございますので、こちらのほうから意見を求めるために出席をお願いするという、こういった対応が必要なのはそういった対応で行っていくという、こういった内容で進めていきたいと思えます。

以上です。

○11番（土屋 忍君） 結構です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） では、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の15、16ページをお開き願います。

この議案は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、16ページの内容のとおり制定したいというものでございます。

提案理由でございますが、自立支援医療費のうち育成医療に係る医療費の支給の認定及び

医療費の支給について、平成25年4月1日に権限移譲がされることに伴いまして、支給認定に係る医学的な判定を行うための医師が必要となるため、医師の報酬を今回定めるためのものでございます。

この育成医療とは、身体上の障害を有する、あるいは障害を有する可能性がある児童に対し確実な治療効果が期待できるものに医療を給付し、健全な育成を図ることを目的としているものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして説明をさせていただきます。

条例改正関係等説明資料により説明をさせていただきますので、お手数ですが、条例改正関係等資料の13、14ページをお開き願います。

資料の見開き左側のページが変更前、右側のページが変更後となっております。アンダーラインの箇所が今回変更させていただくところでございます。

改正の内容につきましては、別表中、「自立支援医療嘱託医」を加えるものでありまして、ページを見ていただきますと、表の中段、上下を波線で区切ったところになりますが、区分及び報酬の欄に上げた福祉事務所、嘱託医、精神科医に係る報酬額の次に「自立支援医療嘱託医」を加え、報酬額を月額1万円とさせていただくというものでございます。

では、大変申しわけございませんが、議案件名簿の16ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第22号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） ただいまの説明で、この育成医療というものは、障害を有する、あるいは有するおそれのある児童に対して医療的な何らかの判断を行うためにこれを新たに設けたという理解をさせていただいたんですが、説明資料の14ページを見ますと、福祉事務所嘱託医、これは月額だから4万円、福祉事務所嘱託医精神科医が1万5,000円で、介護認定の医師が2万円、賀茂地区障害認定審査会委員の医師が2万円ということになっておって、同じ

医師でも自立支援嘱託医というのは1万円で、他のこの嘱託医に比べるとちょっと安いのかという印象を持ったんですが、これは1万円にした根拠というのはどういうものでしょうか。

○議長（大黒孝行君） 番外、福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 報酬日額を1万円にした理由ということでございます。

これにつきましては、この嘱託医の報酬につきまして現在、県が自立支援の育成医療に係る審査を行っているわけですが、県のほうでは現在、保健所長が医師の免許を持ってございますので、申請がありますと、保健所長のほうが今回行う仕事を行っているわけです。

ただ、県が定める自立支援医療、育成医療とか等の医師の報酬月額が現在日額の1万1,100円という規定が報酬月額はございます。それをもとに現在、賀茂地区で、1市5町で同じように権限移譲がされるということで、医師の嘱託の関係を賀茂医師会のほうに共同でお願いしようということですので、まず市町村で話し合いました、同一医師になる可能性があるということで、単価を統一したいというふうな話し合いを行わせていただきました。それで、賀茂医師会等に推薦依頼を行うために単価調整等をさせていただき、県のほうの日額1万1,100円を参考に1万円という数字を賀茂1市5町で調整をさせていただいて、今回上程をさせていただくというものでございます。

ちなみに、うちのほうの福祉事務所のほうでは、嘱託医が2名ございます。内科医の関係と精神関係で日額と月額というふうに定めておりますが、一般の生活保護の内科医の関係につきましては、毎月福祉事務所のほうに来ていただいて、相当枚数を審査していただくということでやっております。また、精神科医につきましては年に4回やっております、大体年間百三、四十件、1回について30件ぐらい調整をしていただくということで、金額に差がございしますが、業務量によりましては、今回私どもが定める日額1万円の医師につきましては、大体年間でも15件ぐらいで、申請が出てきた段階で審査をしていただくということで、1万円を県の単価を参考に定めさせていただいたというところが今までの経過でございます。

○3番（伊藤英雄君） 終わります。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

◎議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） それでは、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の17ページをご覧ください。

下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由は、須原公民館を廃止するためでございます。

改正の内容でございますが、恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の15ページ、16ページをご覧ください。

左側が改正前で、第2条の表の「下田市立須原公民館」の部分を改正後の右側でございますが、第2条の表で削除するものでございます。

申しわけありませんが、議案件名簿の18ページをご覧ください。

附則の規定でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、廃止後の須原公民館の取り扱いでございますが、この一部改正条例の議決をいただけたならば、条例上は平成25年4月1日をもって須原公民館は廃止となります。その後は新年度予算でご審議をしていただきますが、9款5項5目の公民館費で、解体費として15節工事請負費287万2,000円を計上させていただいております。

解体の時期につきましては、地元区のご要望により6月16日、県知事選挙の投票所として集会所の披露も兼ねて利用したいというご意向がございますので、新年度予算のご承認がいただけましたなら、新年度早々に入札を行い、速やかに解体工事が完了するよう事務手続を進めていく予定でございます。

以上で、簡単でございますが、議第23号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 社会教育委員会のこの方針として、各老朽化しました公民館を廃止をして、地元をお願いをしていくと、白浜もそうであったと思うんですが、今度、須原公民館だと、こういうことではありますが、ここでの地域の人たちが公民館活動の拠点として使われてきた歴史があると思うわけですが、そのような公民館活動の補償を、社会教育あるいは教育委員会としてどのように考えているのか、あるいは補償していくのかと。老朽化したから解体して更地にすればいいということだけでは、やはり不十分ではないかと思うんですが、この点についての見解をまずお尋ねをしたいと思います。

それから、具体的に地元の方々から、恐らく要望やこれらの経過についての交渉というか、話し合いがされているんだろうと思うんですが、どのような話し合いがされて、この点は受け入れたけれども、この点はだめだったよと、こんな要望があつてこういうぐあいになったんだよと、ここら辺の経過をまず明らかにしていただきたいと思います。

そして、それらの中で、この地域での公民館といいますか、活動の前進をどう図ろうという計画を持っているのか、持っていないのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 番外、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、お尋ねの1点目、老朽した公民館を譲与していくということの中で、社会教育施設としてこれからどういう活動を地元区のほうにさせていただくというようなご質問かと思いますが、現状、須原公民館は25年4月1日をもって廃止となり、25年度予算で解体をしていく予定でございます。その後、地元区のほうで須原集会所というような形で建設をしていくと伺っております。そういった中で、社会教育施設の代替施設ということで、集会所としてもご利用ができるということがまず1点あります。それから、そのほか、例えば椎原の基幹集落センター等々の施設でもそういった公民館活動ではございませんが、地域の方がご利用いただくということは可能かと考えています。

それから、地元の要望の経過ということでございますが、ちょっと詳しく年月日はあれですけれども、一度私どものほうで須原区の総会というような形で区長さんをお呼びいただいて、まず譲与もしくは解体の件についてご説明を申し上げました。その中で、譲与については、ご承知のとおり須原公民館はもう古い木造の建物ということで、譲与を受けても仕方がない。そういうことの中で、地元区としては、譲与はもう古い建物でできないので、解体をして何とか新しく建築ができないかということで、地元の中で協議をしていただいて、その結果、集会所として25年度において建築を予定するものとなったものでございます。

それから、社会教育活動の今後の計画ということでございますが、須原の公民館はなくなりましたけれども、そのほか公民館はありますので、そういった施設を利用させていただいて、各講座にも参加していただいで、そういう中で社会教育活動にご参加をいただけたらと考えています。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） 7番。

○7番（沢登英信君） 今のご答弁で、区長さんとお話し合いをして解体をしてほしいというぐあいに決まったと、こういうことでありますが、区長さん1人に説明されたのか、区の役員やいろんな体制で、全体的な区民の理解が図られてそういうぐあいになったのか、日時等々、やはり明らかにしていただきたいと思うわけであります。

それから、公民館活動はその他のところでやっているの、そこに参加していただくんだと、こういう答弁でしたが、具体的にその他の公民館というのはどこでやられているのか。中央公民館だけではないかと思うんですが、稲梓地区の他の公民館でそういう活動をやられているのかどうなのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（大黒孝行君） 番外、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） まず、地元区への説明でございますけれども、平成23年9月24日土曜日夜7時から須原公民館において、そこに須原の1区の区長さん、そして2区の区長さん、それから須原1区・2区の区長代理の方、そして須原区内7地区の最寄り町、そして7地区の組長さんが20名ぐらいということで、そういった方々にお集まりをいただいで、「須原公民館の統廃合について」という議題でご説明をさせていただきました。

ですから、決して区長さんお一人にお話をしたわけではなくて、地区の組長さん等々の皆様の前で説明をして、種々質疑もありました。そういった中で最終的に、この古い建物を譲与されてもしょうがないということで、地元区の中でいろいろ協議をした結果、新築ということになったものでございます。

それから、須原公民館がなくなって、ほかの公民館でどういうことができるんだということのお尋ねでございますけれども、各公民館でさまざまな講座をやっております。例えば、稲生沢公民館であれば年23回、それから本郷公民館であれば14回、中公民館であれば64回、朝日公民館であれば87回等々、稲梓地区は講座をやっていない場合もありますけれども、いろいろな公民館で講座などをなさっています。そういったところにご参加いただくというような形でよろしいじゃないかなと考えています。

それから、ちなみに、須原公民館は、講座関係は一度も開催はされておられません。

以上でございます。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

◎議第24号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外、市民課長。

○市民課長（峯岸 勉君） それでは、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の19ページ、20ページをお開きください。

19ページは議案の表題でありまして、下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、20ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由は、障害者自立支援法の一部改正によるためであります。

改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明させていただきます。資料のほうの17、18ページをお願いします。

資料は、左側が改正前、右側が改正後となっております、アンダーラインの部分が改正箇所であります。

改正内容は、介護補償を規定している下田市消防団員等公務災害補償条例第10条の2第1項2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

ここで議案に戻っていただきまして、20ページをお開きください。

附則で施行期日を規定しております。施行日は、平成25年4月1日でございます。

なお、参考までに、この条例に従いまして遺族の補償年金を支給している世帯は、2世帯に支給させていただいております。

以上をもちまして、議第24号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第24号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

なお、各派代表者会議を11時10分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集のほどお願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午前10時54分散会